

洗濯機・乾燥機等の設置運営管理に係る賃貸借契約書

賃貸人 地方独立行政法人山梨県立病院機構 山梨県立北病院(以下「甲」という。)と賃借人 (以下「乙」という。)は、次のとおり、洗濯機、乾燥機(以下「洗濯機等」という。)の設置運営管理に係る契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(建物の表示)

第1条 甲は、その所有する次の建物内の一部を貸し付け、乙はこれを賃借し、洗濯機等を設置する。

- (1) 所在地 山梨県韮崎市旭町上条南割 3314-13
- (2) 名称 地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立北病院
- (3) 貸付場所 別表のとおり
- (4) 貸付面積 8 m²
- (5) 設置物件 別表のとおり

(使用目的)

第2条 乙は、前条の建物(以下「貸付建物」という。)を、洗濯機等の設置の用に使用するものとし、この目的以外に使用し、又は使用権を他に譲渡し、若しくは他に転貸しないものとする。

2 本契約書に定められた範囲を超えて、貸付建物に工作物を設置してはならない。

(貸付期間)

第3条 貸付期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

2 本契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新は行わないこととする。

3 甲又は乙が、貸付期間中に本契約を解除しようとするときは、それぞれ相手方に対し3ヶ月前までに書面により予告しなければならない。

(レンタル料)

第4条 甲が乙に対して支払う洗濯機等の使用料は毎月固定の金額 円とする。

2 経済状況の変化、法令の改正等に基づく契約業務内容の変更により契約金額を変更する必要があるときは、甲と乙が協議の上、契約金額を改訂することができるものとする。

(諸費用の負担)

第5条 本契約に基づく洗濯機等の設置運営管理に係る次の各号の費用は、乙の負担とする。

- (1) 設置管理経費
- (2) 乙の都合により移設が必要となった場合の移設経費
- (3) 設置管理にあたり、当院又は利用者に損害を与えた場合の損害回復及び賠償経費
- (4) 事業者もしくは使用者の責めによる貸付施設・設備・備品の破損に係る修繕費
- (5) レンタル契約の終了に伴う施設・設備・備品の原状回復費
- (6) その他必要経費

2 乙は、甲の故意又は過失により必要となった洗濯機等の修繕に要した費用を、甲に求めることができるものとする。

(レンタル料等の支払い方法)

第6条 レンタル料は、甲は乙の発する請求書により指定の期日までに指定する場所に納入しなければならない。

(契約保証金)

第8条 地方独立行政法人山梨県立病院機構契約事務取扱規程第26条の規定により免除する。

(遵守事項)

第9条 乙は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 故障時の対応について、速やかに対応できる体制を整備しておくこと。
- (2) 洗濯・乾燥の工程に要する価格は、市場を踏まえ適正な価格とすること。工程に要する価格や一定額あたり使用可能時間の変更等をする場合は、あらかじめ書面により甲に通知し、協議すること。
- (3) 洗濯機等の使用条件に変更がある場合（価格体系の変更、一定額あたり使用可能時間の変更等）がある際は、患者に周知するための掲示物等を作成し、甲の了承のもと各設置場所に掲示すること。
- (4) 洗濯機と乾燥機の定期的な清掃を行うこと（定期的な清掃とは、機器筐体の外側拭き取り、機器内部のゴミ等取り除き、洗濯機ホコリ取りネット破損時の交換、乾燥機フィルター清掃、洗濯機パン及び排水口の清掃を指し、これらを月1回以上行うこととする）。また、清掃後は職員の確認を受けること。
- (5) 洗濯機と乾燥機が問題なく動作することを月1回以上点検すること。
- (6) 毎年1回、洗濯槽内の除菌作業を行うこと。
- (7) 甲が必要としたときには、機器のメンテナンス記録、商品補充記録、苦情対処記録（発生日時、苦情内容、対処内容等）を迅速に提出できるようにしておくこと。
- (8) その他、必要が生じた場合は、病院との協議に応じること。

(関係法令等の遵守)

第10条 乙は、本契約を履行するにあたっては、関係法令及び関係規定等を遵守し、乙の使用人、請負人等に対しても遵守させなければならない。

2 乙は、本契約を履行する上で知り得た甲の秘密を第三者に漏洩し、又は他の目的に利用してはならない。なお、本契約が完了し、又は解除された後においても同様とする。

(現状の変更等)

第11条 乙は、乙が設置する洗濯機等の改造、交換その他現状の変更（価格体系の変更を含む）をしようとするときは、あらかじめ書面により甲の承認を得るものとする。

(修繕)

第12条 貸付施設・設備・備品に修繕を要する箇所が生じたときは、乙は、速やかに甲に通知するものとする。この場合において、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。

2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲はその旨を乙に通知し、乙はこれに協力するものとする。

(乙の管理責任)

第13条 乙は、物件設置場所を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 乙は第1項に規定する物件設置建物内において、有害な行為や甲又は第三者に迷惑を与える行為をしてはならない。

3 乙又は乙の使用人、請負人等が、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、乙は直ちに甲にその旨を連絡し、甲又は第三者の被った損害を賠償するものとする。

4 乙は乙の責任において、作業に係る作業員の院内への出入及び物品の搬入等は、甲の指示に従うものとする。

5 洗濯機等の保守修理については、乙が行うものとし、甲は機器の保全に協力するとともに、正常に稼働しない場合は、直ちに乙に通報するものとし、乙は、甲より通報を受けた場合は、速やかに対応するものとする。

(甲の免責事項)

第14条 地震、水害、台風等の災害及び盗難その他甲の責に帰することのできない事由により乙の受けた損害に対しては、甲はその責を負わない。

(損害賠償)

第 15 条 洗濯機等の設置後、それにより生じた損害については、甲の責に帰する理由による場合の他は、乙はその損害を賠償しなければならない。

2 乙は、その責に帰する理由により貸付建物を損傷したときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、乙が貸付建物を原状に回復した場合はこの限りではない。

3 前項に掲げる場合のほか、乙がこの契約に定める義務を履行しないために、甲に損害を与えたときは、乙はその損害に相当する金額を損害賠償として、甲に支払わなければならない。

(契約の解除)

第 16 条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、契約期間中であっても、本契約を解除することができる。

(1) 本契約書に規定する乙の義務を履行しないとき

(2) 解散、破産、和議、民事再生、会社整理、会社更生の申し立てを行ったとき

(3) 本契約の締結に当たり、資格の詐称その他不正な行為をしたとき

(4) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員と認められたとき。

(5) 前5項に掲げる他、業務の継続が困難であると認められるとき

2 前項の契約解除により乙が損害を被ることがあっても、甲はその賠償の責任を負わない。

3 甲は、建物の一部又は全部を使用する必要性が生じた場合など、業務運営上の理由で本契約を終了しなければならなくなったときは、乙に対し契約解除の申し出を行うことができるものとし、このとき、乙は誠意を持って協議に応じるものとする。

(契約の解除による違約金)

第 17 条 乙は、前条第1項の規定により甲から本契約を解除されたときは、甲に対し、契約解除による違約金として、契約金額の100分の10の金額を支払わなければならない。

(返還)

第 18 条 乙は、レンタル契約が満了した場合は、直ちに物件設置場所を原形に復して返還しなければならない。第 16 条の契約解除により返還する場合も、同様とする。

2 甲は、乙が前項の義務を怠り、又は履行しないときは、乙に代わってこれを履行し、その費用を乙に請求することができるものとする。この場合、乙は異議を申し立てることができない。

3 乙は、第3条のレンタル契約期間が満了し、又は第 16 条の契約解除があった場合において、乙は機器設置に関して投じた必要費及び有益費があっても、これを甲に請求しないものとする。

(必要な報告等)

第 19 条 甲は、物件設置場所について随時その状況を調査し、乙に対して機器のメンテナンス記録、苦情処理記録(発生日時、苦情内容、対処内容等)等、必要な報告又は資料の提出を求め、又は職員をして実地に調査させることができる。この場合において、乙は速やかに、報告又は資料の提出しなければならない。

(届出義務)

第 21 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに甲に届け出るものとする。

(1) 天災その他の事故により借受建物に異常を生じたとき。

(2) 会社の合併又は分割により借受権の承継があったとき。

(3) 乙の所在地、名称又は代表者の氏名に変更があったとき。

(その他)

第 22 条 前各条のほか、貸付条件その他必要な事項は、地方独立行政法人山梨県立病院機構の財産管理に係る規程及び甲の定めるその他諸規定等の定めるところによる。

2 本契約に定めがない事項及び本契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを決

定するものとする。

この契約の締結を証するために、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 山梨県韮崎市旭町上条南割 3314-13
地方独立行政法人山梨県立病院機構
山梨県立北病院 院長 宮田 量治

乙

別表 契約書第1条の物件明細

機器構成	数量

No.	設備名	設置 台数	設置場所	規格
1	洗濯機 ※課金対象	16	1 A : 5台 1 B : 3台	全自動式とし 、容量は4kg 以上
2	乾燥機 ※課金対象	16	1 C : 5台 2 C : 3台	